

施設配置等計画編
第 2 章 河川施設配置計画
第 2-1 章 河道並びに河川構造物
第 7 節 高規格堤防

目 次

第 7 節	高規格堤防	1
7. 1	高規格堤防設置区間	1
7. 2	高規格堤防の高さ	1
7. 3	高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間.....	2
7. 4	地域整備に関する計画との調整.....	2

令和 4 年 6 月 版

適用上の位置付け

河川砂防技術基準計画編は、基準の適用上の位置付けを明確にするために、下表に示すように適用上の位置付けを分類している。

分 類		適用上の位置付け	末尾の字句例
考え方	技術資料	●目的や概念、考え方を記述した事項。	「…ある。」「…いる。」 「…なる。」「…れる。」
必 須	技術基準	●法令による規定や技術的観点から実施すべきであることが明確であり遵守すべき事項。	「…なければならない。」「…ものとする。」
標 準	技術基準	●特段の事情がない限り記述に従い実施すべきだが、状況や条件によって一律に適用することはできない事項。	「…を標準とする。」 「…を基本とする。」 「…による。」
推 奨	技術資料	●状況や条件によって実施することが良い事項。	「…望ましい。」 「…推奨する。」 「…務める。」 「…必要に応じて…する。」
例 示	技術資料	●適用条件や実施効果について確定している段階ではないが、状況や条件によっては導入することが可能な新技術等の例示。 ●状況や条件によって限定的に実施できる技術等の例示。 ●具体的に例示することにより、技術的な理解を助ける事項。	「…などの手法（事例）がある。」 「…などの場合がある。」 「…などが考えられる。」 「…の場合には…ことができる。」 「…例示する。」 「例えば…。」 「…事例もある。…もよい。」

関連通知等	関連する通知やそれを理解する上で参考となる資料
参考となる資料	例示等に示した手法・内容を理解する上で参考となる資料

第7節 高規格堤防

7.1 高規格堤防設置区間

<考え方>

堤防は計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対して安全な構造を持つものとして整備されるが、洪水は自然現象である降雨等に起因するものであるため、計画高水位を超えて流下してくる洪水が発生する可能性は常に存在し、そのような洪水が発生した場合には越水等により堤防が破堤し、極めて甚大な被害が発生する危険性が著しく大きくなる。

特に人口・資産や中枢管理機能等が高密度に集積した大都市地域等を守る堤防の破堤は、当該地域に甚大な被害を及ぼすだけでなく、我が国全体の社会・経済にも大きな打撃をもたらすことになる。

このため、河道の整備が完成した場合であっても、計画高水位を超えて流下してくる洪水に対しても破堤しない構造の堤防として高規格堤防を整備する必要がある。河道計画上は、このような対策を実施すべき区間として高規格堤防設置区間を定める。

区間の設定に当たっては、氾濫区域内の人口・資産等、破堤氾濫した場合の社会・経済等に与える影響度、被害形態、土地利用、上下流や左右岸バランスを十分考慮する必要がある。

<標準>

高規格堤防は、高規格堤防設置区間を定めてこれを整備することを基本とする。高規格堤防設置区間は、「人命を守る」ということを最重視し、そのために必要な区間として「人口が集中した区域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間」を対象とすることを基本とする。

<関連通知等>

- 1) 高規格堤防整備の抜本的見直しについて（とりまとめ）、平成23年8月11日、高規格堤防の見直しに関する検討会。
- 2) 高規格堤防の整備区間について、平成24年9月3日、国水治第71号、国土交通省水管理・国土保全局治水課長通知。
- 3) 高規格堤防の効率的な整備の推進に向けて 提言、平成29年12月、高規格堤防の効率的な整備に関する検討会。

7.2 高規格堤防の高さ

<考え方>

高規格堤防は、普通の堤防が持つ機能を包含するとともに、計画高水流量を越える流水の作用に対しても耐えることができるという要素を持つ必要がある。

また、高規格堤防は、まちづくり等と一体となって整備されるのが一般的で、連続してではなく、飛び飛びに築造されることが多いことから、堤防の高さは上下流及び左右岸の堤防の高さとの整合を求められる。

一連区間が完成した場合であっても、その高さを切り下げることが上下流の堤防高さとの整合性、民生安定上望ましいことではないため、高規格堤防の高さは、河川管理施設等構造令に規定される高さと同じとする必要がある。

<必須>

高規格堤防の高さは、河川管理施設等構造令の規定に基づき設定することを基本とする。

7. 3 高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間

<考え方>

洪水時に、高規格堤防設置区間である本川に合流する支川において背水が生じる場合には、背水による支川の堤防の破堤は本川の堤防の破堤と同様の被害をもたらすことになる。

言い換えれば、支川の背水区間の堤防は本川の堤防の機能を果たすものであり、本川と同様の作用に対して耐えることができる堤防とする必要がある。

ただし、水門等の逆流を防止する施設によって背水が生じないようにすることができる区間にあってはこの限りではない。

この場合、背水が生じないようにするため逆流を防止する施設として設けられる水門及び樋門は、本川の堤防としての機能を果たすものであるため、本川と同様の作用に対して耐える必要がある。

なお、バック堤方式にする場合にあっては、本川の高規格堤防設計水位(設計編 第1章 河川構造物の設計 第3節 高規格堤防 3.1 総説)が支川の計画高水位にレベルですり付く地点まで及ぶことが考えられる。

このため、支川の施設計画等に際しては背水区間を越えるこれらの区間についても十分配慮する必要がある。

<標準>

高規格堤防設置区間に合流する支川等の背水区間に当たっては、本川の合流点と同等の対策を講ずることを基本とする。

7. 4 地域整備に関する計画との調整

<考え方>

高規格堤防は、河川管理上必要な場合を除き土地を取得せず、その敷地である土地の区域の大部分の土地の区域が通常の利用に供されることを前提に整備されるものであるため、当該区域の市街地整備の動向と整合した整備が不可欠となっている。

このため、地域整備に係わる計画の策定時から積極的に関係機関との調整を行っていく必要がある。

特に市街地整備は実際に着手されるまでに長期間を要する場合も多く、地方公共団体の都市計画担当部局や防災部局等と連携し、都市計画、当該地域の市街化の動向、避難に関する計画、水災害対策とまちづくりの連携等を踏まえて、地域の防災や減災、高台としての避難場所や緊急時の活動拠点としての機能など防災まちづくりの形成に資する高規格堤防の整備を行うことが重要である。

<標準>

高規格堤防は通常の利用を前提とするもので、まちづくり等と一体的に整備を進める場合が多いことから、沿川の地域整備に関する計画と十分調整を行うことを基本とする。

<推奨>

沿川の地方公共団体等と情報交換を十分に行い、共同事業の機会を逃さないことはもちろんのこと、高規格堤防の整備との共同事業を積極的に地方公共団体や民間事業者等に提案することに努める。

また、高規格堤防と市街地の一体的かつ計画的な整備の推進にあたっては、これまでに定められた措置や新たな方策などについて地方公共団体や民間事業者等に周知し、認識の共有を図るとともに、それらの運用について相談に応じる体制を確保し、高規格堤防の計画につ

いて、地方公共団体の計画等へ反映させるよう取り組むことを推奨する。

＜関連通知等＞

- 1) 高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について、平成 6 年 11 月 21 日、建設省都市局長建設省河川局長通達。
- 2) 高規格堤防整備と市街地整備の一体的推進について、平成 6 年 11 月 21 日、建設省都市局都市計画課長 建設省河川局長治水課長通達。
- 3) 高規格堤防整備にかかる事業計画書の作成要領について、平成 24 年 6 月 14 日、国土交通省水管理・国土保全局治水課長補佐事務連絡。
- 4) 高規格堤防の効率的な整備に関する検討会：高規格堤防の効率的な整備の推進に向けて提言、平成 29 年 12 月。
- 5) 災害に強い首都「東京」の形成に向けた連絡会議：災害に強い首都「東京」形成ビジョン、令和 2 年 12 月。